

**（仮称）浦安市第 1 期埋立護岸有効活用基本計画
（素案）**

令和 6年 12月

浦 安 市

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 計画策定の目的 | 1 |
| 2. 計画対象地 | 1 |
| 3. 基本方針の設定 | 2 |
| 4. 現地状況から求められる機能や施設設置の整理 | 4 |
| 5. 各地区のゾーニング（整備イメージ） | 5 |
| 6. 基本計画 | 6 |
| 1) 今川地区 | 7 |
| 2) 入船三丁目地区 | 12 |
| 3) 入船四丁目地区 | 17 |

1. 計画策定の目的

第1期埋立地の海岸保全施設としての役割を終えた浦安市第1期埋立護岸用地（以下「旧護岸用地」という。）については、緑のネットワークを形成する上で重要な空間であることから、所有者である千葉県との協議を重ね、令和6年2月に千葉県より無償で借用し、市が整備を行うことで合意された。

本計画では、上位計画や関連計画との整合を踏まえ、過年度の検討結果や沿線住民の意向も反映した上で、旧護岸用地を有効活用するための基本計画を策定することを目的とする。

2. 計画対象地

対象箇所： 浦安市第1期埋立護岸

所在地： 今川二丁目地先 外

今川地区（二丁目・三丁目）： L 160 + 830 + 160m、 L 1150m

〔市道第6-77号線沿い旧護岸用地〕

入船三丁目地区： L 160 + 600m、 L 760m

〔市道第5-43号線沿い旧護岸用地〕

入船四丁目地区： L 615 + 160m、 L 775m

〔市道第4-57号線沿い旧護岸用地〕



図1. 計画対象位置図

3. 基本方針の設定

「みどりのネットワーク形成」の一部として連続した緑道の整備を目指す

計画対象地一帯について、令和 3 年 3 月策定の「都市計画マスタープラン」では、都市構造として「都市のネットワーク軸」として位置づけており、「自動車交通の円滑化や歩行者・自転車の通行環境の向上を図る」とともに「賑わいの創出や魅力的な環境の形成」に配慮しながら、沿道空間の整備に取り組むこと、また、水とみどりのまちづくり方針として「みどりのネットワーク形成」を図るとしている。尚、海岸護岸として役割を終えた箇所（以下、「旧護岸」という）については、「みどりのネットワーク形成」を図る上で重要な空間であることから、沿道の住民や千葉県との調整を踏まえ、「緑道としての活用」について検討するとしている。

令和 4 年 9 月策定の「浦安市緑の基本計画[改訂版]」においても、計画対象地一帯は「みどりのネットワーク形成」箇所に位置づけており、公園緑地が有機的につながり、みどりのネットワークが充実した、潤いと魅力あふれるまちを将来イメージとしている。

これらの計画を踏まえて、当該旧護岸周辺の歩行者・自転車通行環境の向上を図るとともに、賑わいの創出や魅力的な環境形成に配慮し、「みどりのネットワーク形成」として、旧護岸箇所を連続した緑道としての活用することにより、住民が散策や回遊性のある空間づくりを目指す。

旧護岸用地の無償貸付け条件「みどりのネットワークの推進」を図る

旧護岸の所有者である千葉県との協議の上、令和 6 年 2 月 14 日付けで「浦安市第 1 期埋立護岸用地の貸付に関する合意書」を締結した。千葉県は「千葉県の施策の推進に資する事業のための用地」として、浦安市に旧護岸を無償で貸し付けるものであり、「千葉県の施策の推進に資する事業」とは、「みどりのネットワークの推進に資する事業」とされている。

そのため、あくまでも「みどりのネットワークの推進」を図ることを目的とした整備を行うことが必要であり、の浦安市方針である「みどりのネットワーク形成」と合致している。

記述同様に「みどりのネットワーク形成」として、旧護岸箇所を連続した緑道としての活用することにより、当該旧護岸周辺の「みどりのネットワークの推進」を図る。

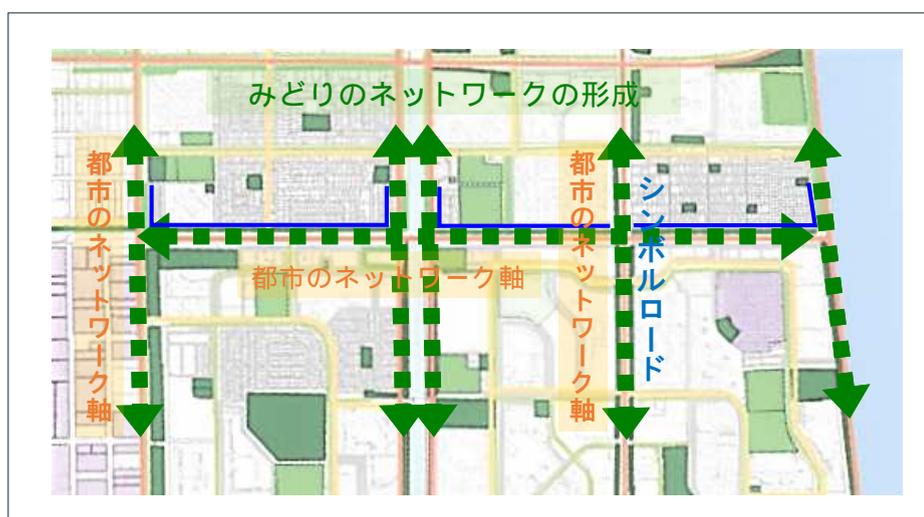


図 2. 中町地区の総合的な緑地の配置方針図

(出典：浦安市都市計画マスタープラン・緑の基本計画 記述より引用)

周辺住民意向を尊重して地区別の整備方針設定を行う

境川やシンボルロードで分断される旧護岸沿線は、「今川地区」、「入船三丁目地区」、「入船四丁目地区」に大区分され、各々の地区によって住民意向が異なっている。

海岸護岸として役割を終えた旧護岸は、現在、県道側からの「雨水流入防止」、「騒音緩和」、「沿線住宅の目隠し」効果を果たしており、この効果が維持できるような整備を目指す。

尚、地区によって、旧護岸の残存も含め、緑道整備に対する賛否が分かれるため、各々の地域住民の意向を尊重し、一部旧護岸を保全し、現状の住環境を維持することも考慮する。

住環境に配慮しながら生活交通・災害時避難・通学等、歩行者利便性の向上を図る

閑静な住環境を維持しながら、沿線住民の生活交通動線や、災害時の避難動線確保、また安全・快適な通学・通園動線を十分考慮の上、整備計画を行う。

旧護岸沿線の「今川地区」住民に対する避難場所が「高洲地区」の各種学校に指定されていること、「高洲地区」の保育園・幼稚園への通園者がいること、また「入船三丁目」に現存する入船小学校や入船中学校の通学区域に「今川一・二丁目」が含まれていることに留意した歩行者動線の確保を目指し、必要最小限の歩行者横断部を計画する。

シンボルロードとの交差位置に辻の演出を行う

旧護岸一帯には境川やシンボルロード等、景観上重要な公共施設が位置しており、「浦安市景観計画」の景観形成方針にて、境川と交差する位置に「眺望点」、シンボルロードと交差する位置に「辻の演出」の方針が示されている。

そのため、辻に位置する敷地では、辻にシンボルツリーなどを配置する他、当該埋立地の歴史と護岸の記憶を物語るパネルの展示等を考慮した広場等を計画し、辻の演出を行う。

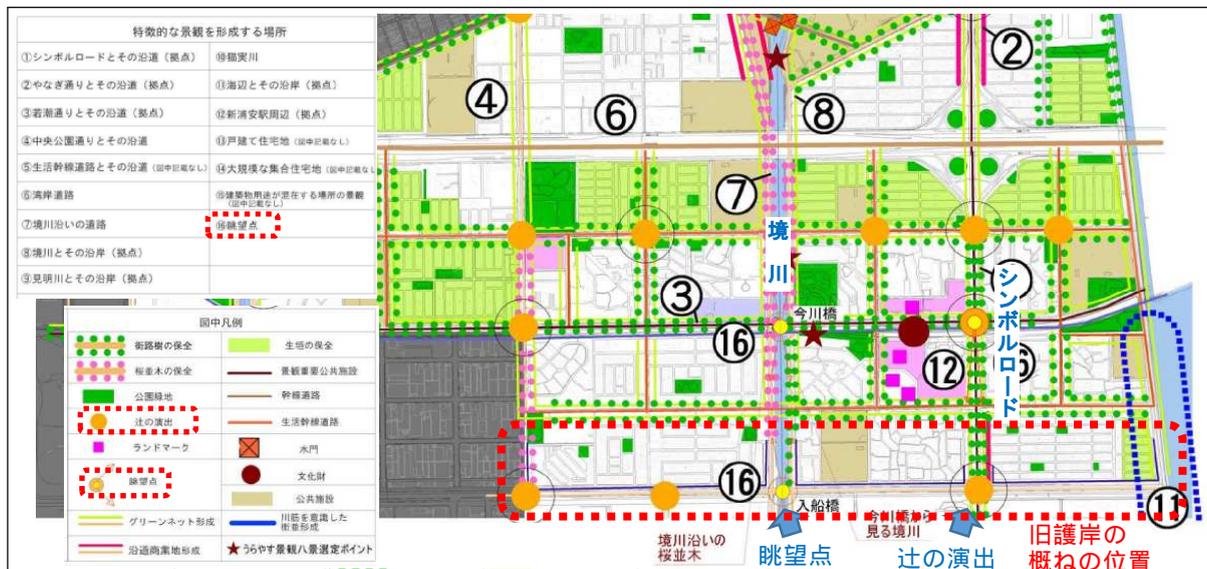


図3. 中町地域の特徴的な場所における景観形成の方針図

（出典：浦安市景観計画より引用）

4. 現地状況から求められる機能や施設配置の整理

基本方針の検討にて求められた機能を抽出し、当該地域における現状の利用状況との関連を考慮し、それぞれの結びつきをイメージすると以下ようになる。

これらのイメージに基づき、地区ごとの整備方針を以下に個別検討を行い、基本計画に反映させるものとする。

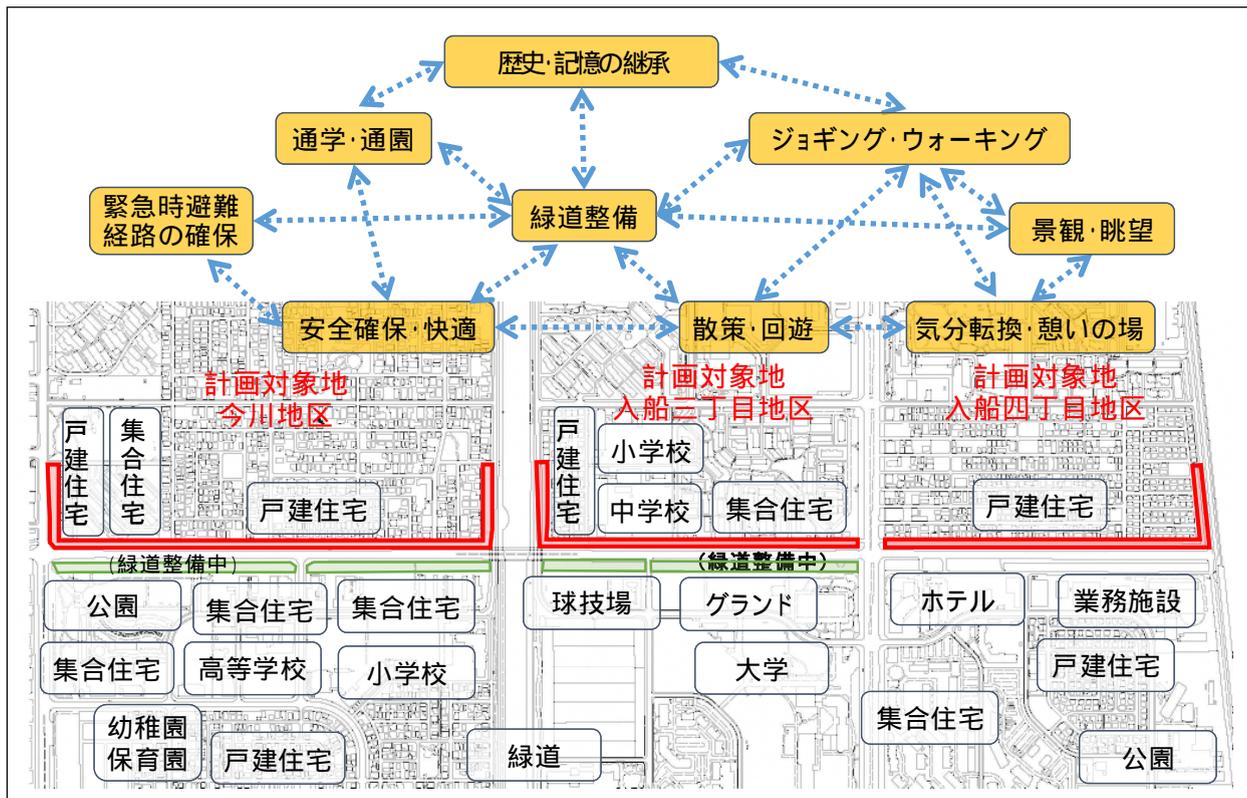


図 4. 求められる機能と現況利用状況との結びつき(イメージ)

< これまでの旧護岸が果たしていた効果への対応 >

海岸護岸として役割を終えた旧護岸は、県道側からの「雨水流入防止」、「騒音緩和」、「沿線住宅の目隠し」の効果を果たしている現状であり、当該整備において旧護岸を撤去した後にその効果を維持するために、各々の効果別に考えられる対応を以下に示す。

〔雨水流入防止〕

沿線の市道側は県道側に対して約 15 cm低い位置になっており、現況レベルにおいての緑道・緑地整備を行う場合は「止水壁」の設置、または「盛土」にて対応する方針とする。

尚、「止水壁」や「盛土」の高さは県道レベルから+50 cm（今川モデルケース箇所での採用実績値）を基本として計画する。

〔騒音緩和・沿線住宅の目隠し〕

これまで旧護岸にて、大型車両が多く通行している県道側からの騒音緩和効果や、県道に停車している車両に対する目隠し効果の役割を担っていた。当該整備後も継続的にその効果を維持させるため、沿線住宅前面には「防音目隠しフェンス」を設置する方針とする。

尚、フェンス高さは沈下前の旧護岸高さを基本とし、県道レベルから+2.0mを確保する。

5. 各地区のゾーニング（整備イメージ）

分析と検討結果から、各地区の特色と求められる機能について取りまとめると、整備イメージは下図のとおりとなる。

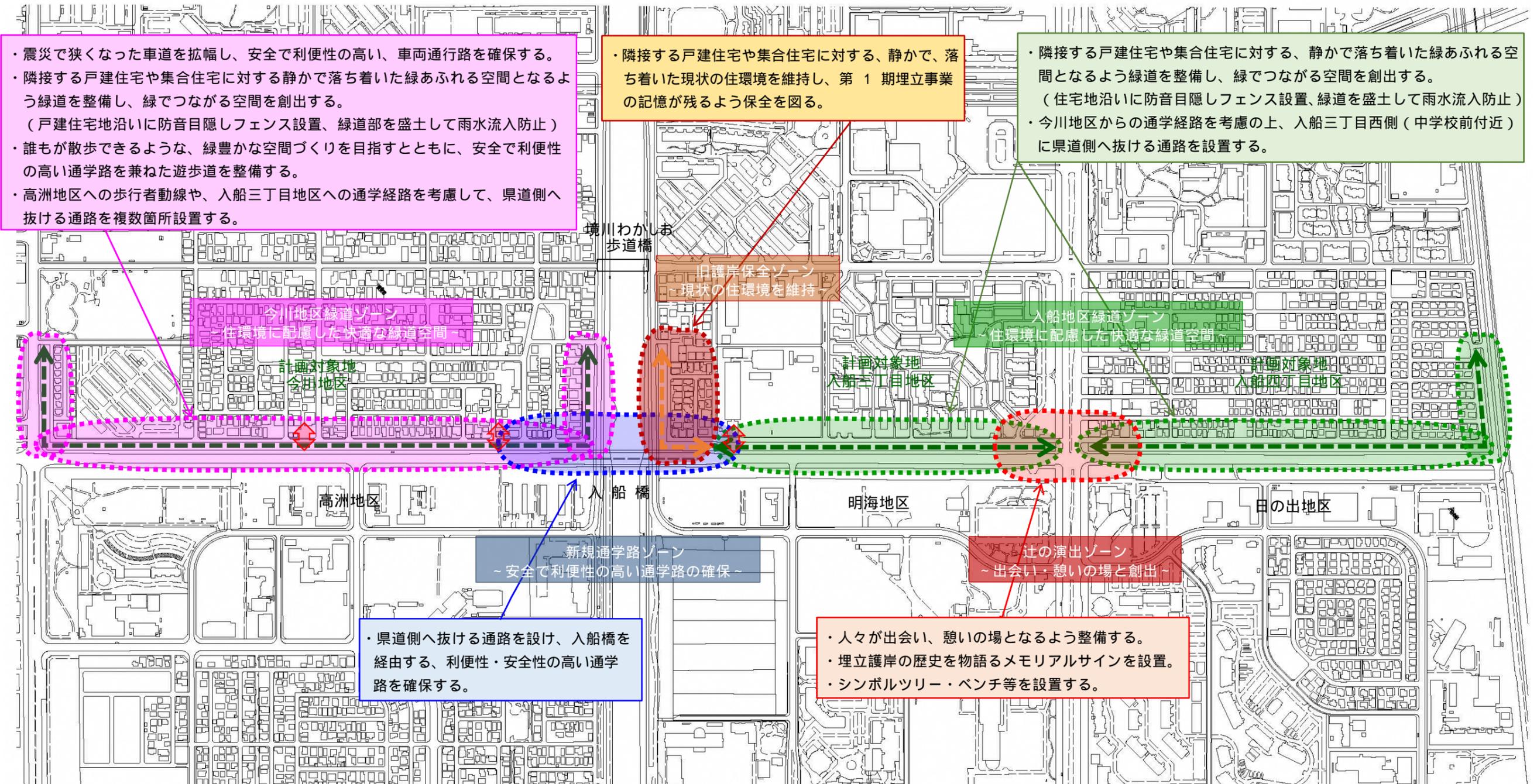


図 5. 旧第1期護岸有効活用事業〔各地区の整備イメージ〕

6. 基本計画

基本方針の検討・設定の結果を受け、導入施設の検討や計画地へのアクセス動線と周辺状況の整理・検討を行い、各々の地区別に基本計画図を作成した。

表示に当たっては以下の3地区に区分し、各々の地区対しての「基本計画図」、「現状の分析」、「施設整備の考え方」を以下に示す。

[基本計画図]

- ・ 今川地区 基本計画図 (1/3)
- ・ 今川地区 基本計画図 (2/3)
- ・ 今川地区 基本計画図 (3/3)
- ・ 入船三丁目地区 基本計画図 (1/2)
- ・ 入船三丁目地区 基本計画図 (2/2)
- ・ 入船四丁目地区 基本計画図 (1/2)
- ・ 入船四丁目地区 基本計画図 (2/2)

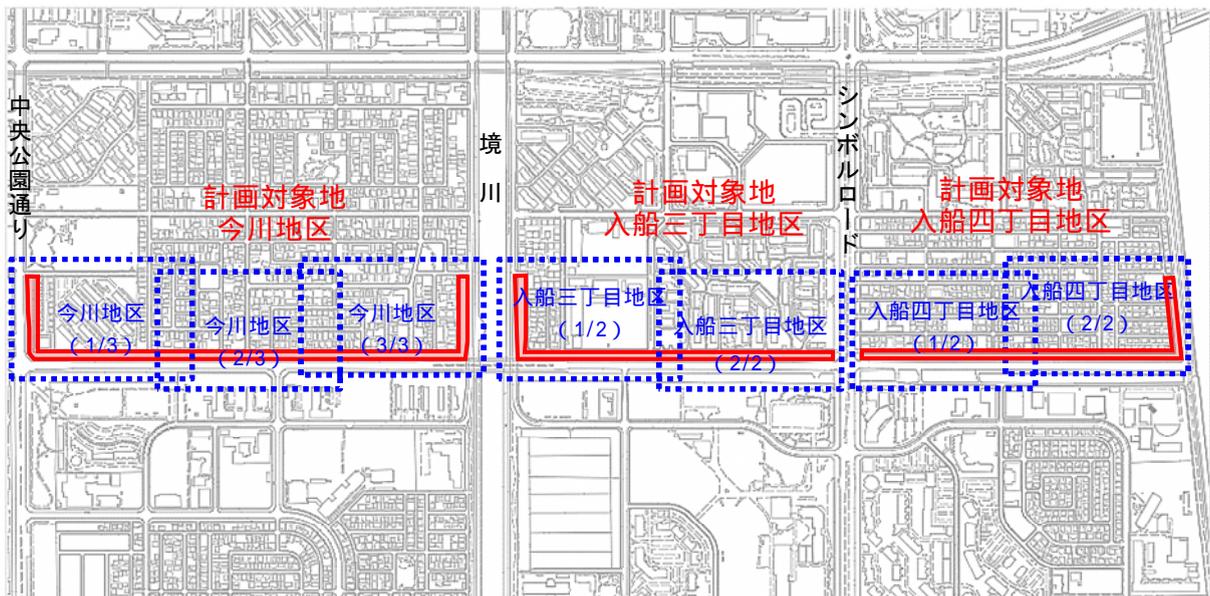
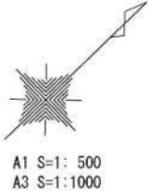
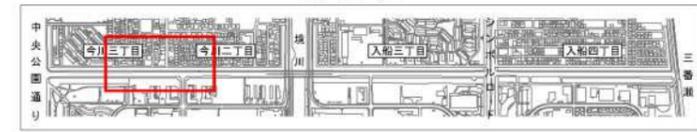
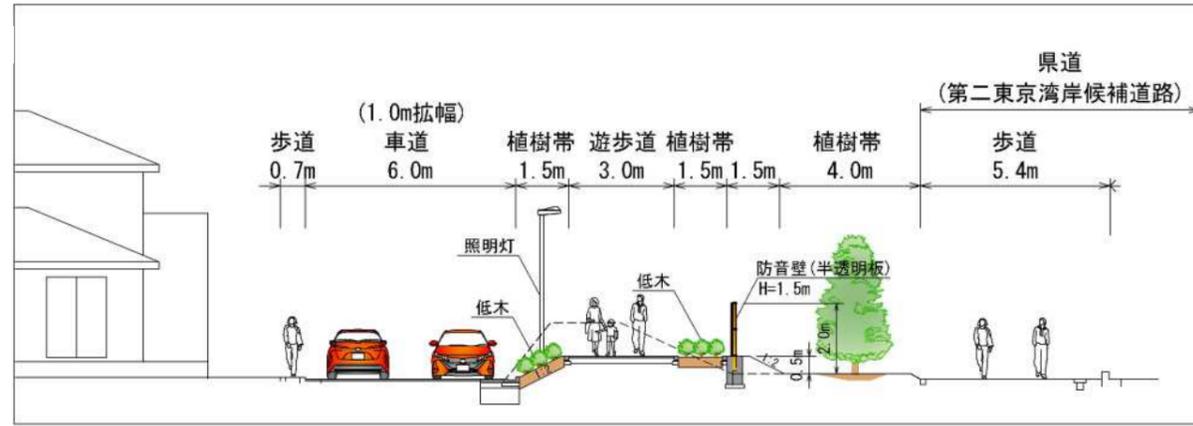


図 6. 計画対象地区に対する区分図

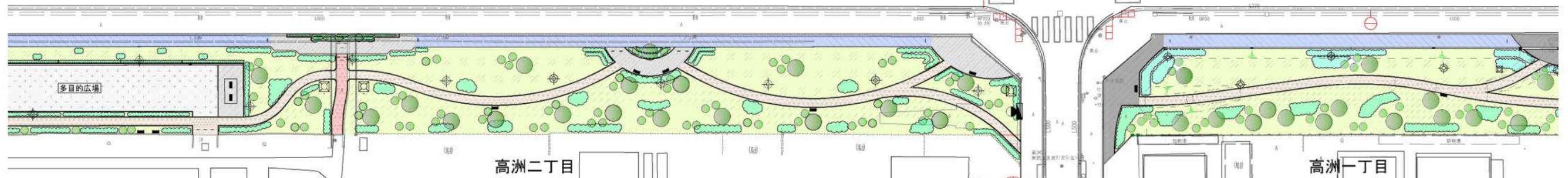


- 凡例
- 高木
 - 中木
 - 低木
 - 芝生
 - 歩道
 - 車道
 - 止水壁
 - 防音壁



至 鉄鋼通り

至 三番瀬



【現状の分析】

- ・今川地区においては、延長約1150mにわたって戸建住宅や集合住宅が建ち並んでいることから、住民の快適な住環境を提供することが重要であり、緑道整備の意向も高いことから、散歩・回遊やジョギング・ウォーキングができるような遊歩道を設置し、みどりのネットワークを連続させることがふさわしいと考えられる。
- ・車両の通行については、静かな住環境を維持すべく、県道側からの車両進入は考慮しないようにするが、震災で狭くなった市道の車道が約5.0mであることから、安全で快適な交互通行可能な6.0m以上に拡幅することが望まれる。
- ・市道住宅側に約0.7mの片側歩道がある現状ではあるが、通行人の安全性を確保するためにも別途歩行者通行空間の確保が望まれる。
- ・今川地区住民の災害時指定避難場所、また幼稚園や保育園が高洲地区に現存するため、利便性向上のために県道側へ抜ける歩行者通路の設置が望まれる。
- ・今川一・二丁目は、入船三丁目地区の「入船中学校」や「入船小学校」の通学区域であり、北側の「境川わかしお歩道橋」を渡る経路が通学路となっているが、歩道橋部において自転車との接触事故も多く確認される現状のため、県道側の入船橋を経由する通学経路を確保し、利便性向上や安全性の高い通学動線確保が望まれる。
- ・旧護岸がこれまで果たしていた県道側からの「雨水流入防止」、「騒音緩和」、「沿線住宅の目隠し」効果を旧護岸撤去後も維持するため、施設設置等の対応が必要である

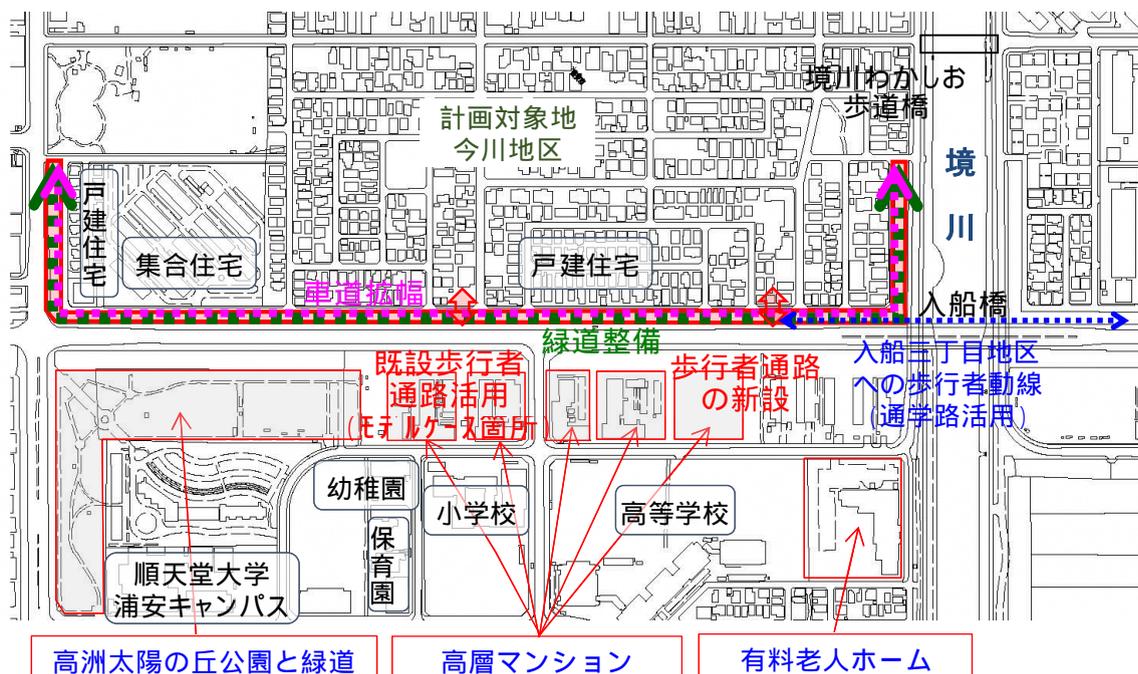


図 7. 今川地区の現況分析と整備方針

【施設整備の考え方】

誰もが散歩・回遊、ジョギング・ウォーキングができる緑豊かな空間づくり、歩道が狭い市道に対する歩行空間を兼ねた遊歩道（両側に植栽帯設置）の整備を目指す。

➢ 市道に対する歩行者通行空間を兼ねた遊歩道の設置（W=3.0m）

② 震災で狭くなった市道の車道を拡幅し、安全で利便性の高い車両通行路を確保する。

➢ 狭くなった市道の車道幅員拡幅（W=5.0m W=6.0m：1m拡幅）

高洲地区側への歩行者動線や、入船三丁目地区への通学経路を考慮の上、県道に抜ける歩行者通路を2箇所整備（内1箇所は既設モデルケース箇所）すると共に、遊歩道利用者の出会い・憩いの場となるポケットパークを併設させた、既設モデルケース箇所同等の施設を整備する。

➢ ポケットパーク併設の歩行者通路を複数箇所設置（1箇所新設）

これまでの旧護岸が果たしてきた、県道からの「雨水流入防止」や「騒音緩和」・「目隠し」効果の維持のため、沿線住宅前面の県道側に以下の対応および施設を整備する。

- ・雨水流入防止：旧護岸撤去で発生する土砂を有効活用し、緑道部を盛土（県道側 G.L.+0.5m）することにより、県道からの雨水流入を防止（ポケットパーク併設の歩行者通路箇所は、止水壁の設置考慮）
- ・騒音緩和・目隠し：半透明板の防音目隠しフェンスを設置し、これまでの効果を維持
 - 雨水流入防止⇒ 盛土構造対応、騒音緩和・目隠し⇒ 防音目隠しフェンスの設置

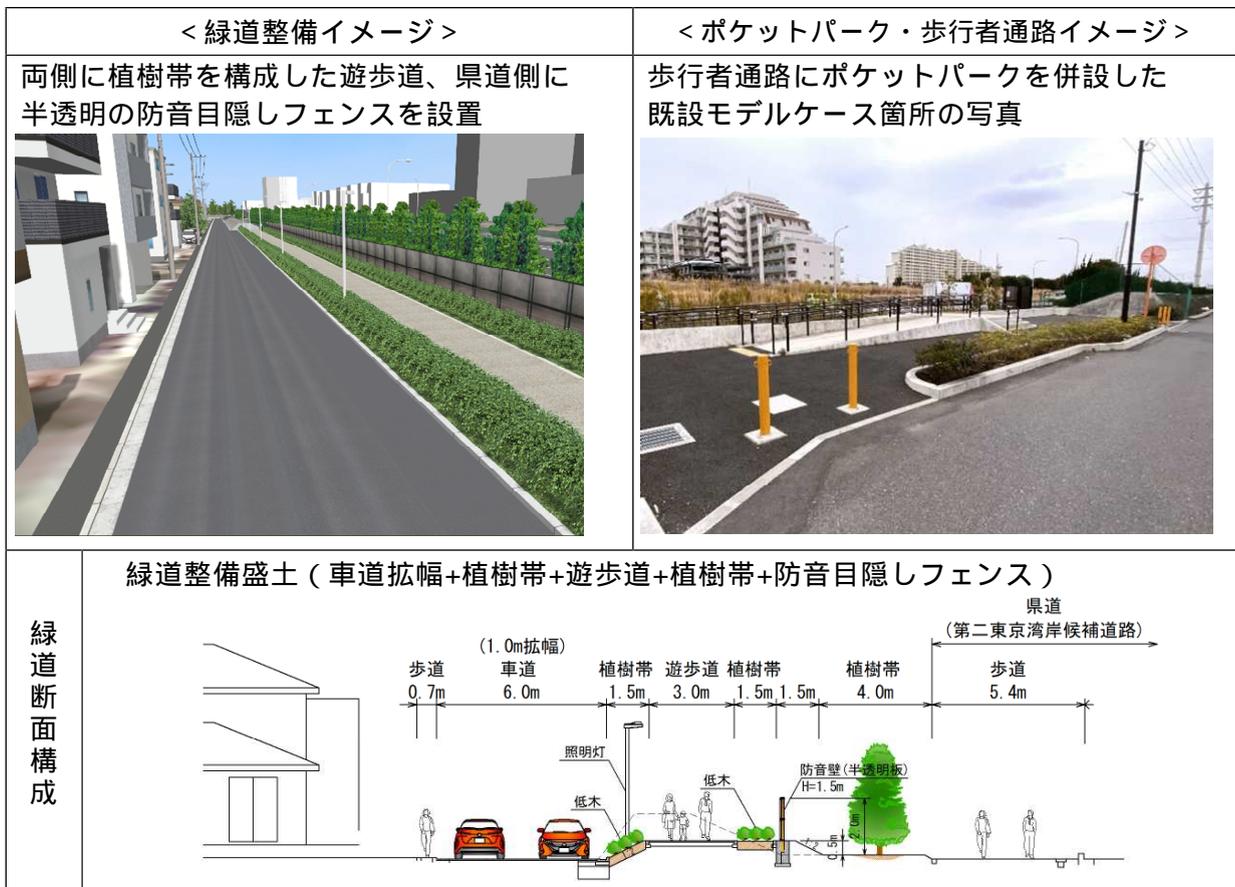
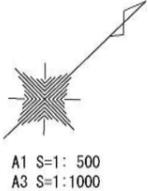
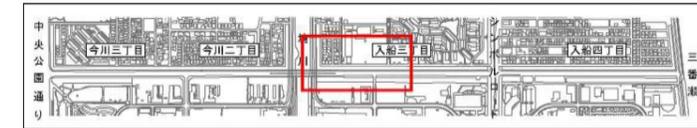


図 8. 今川地区の整備イメージ

入船三丁目地区 (1/2)

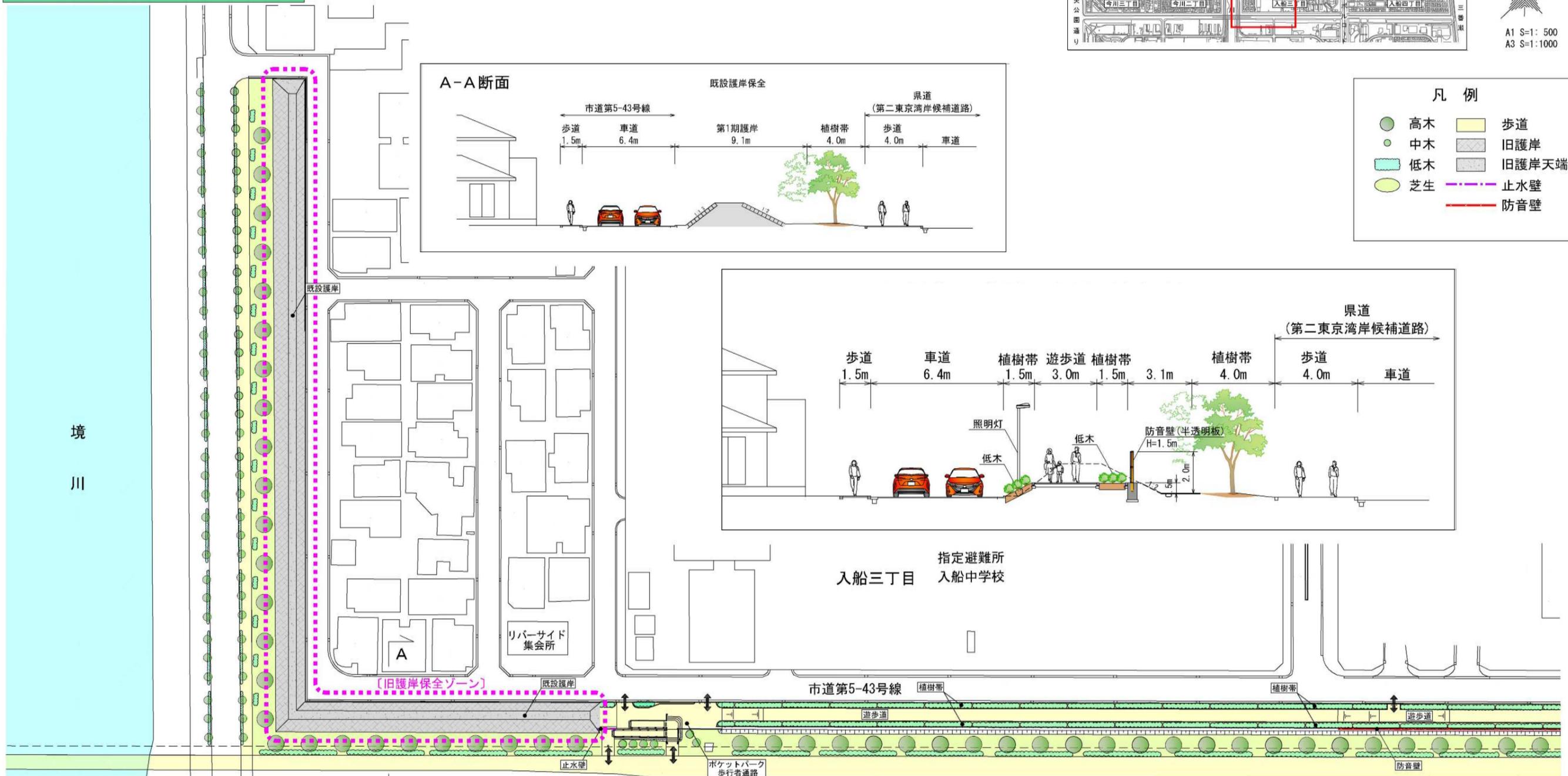
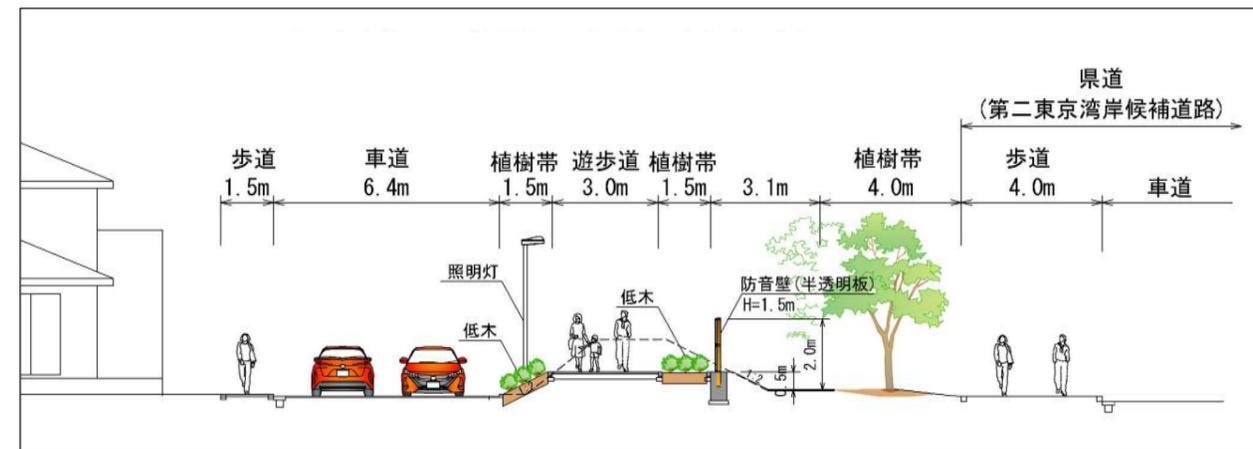
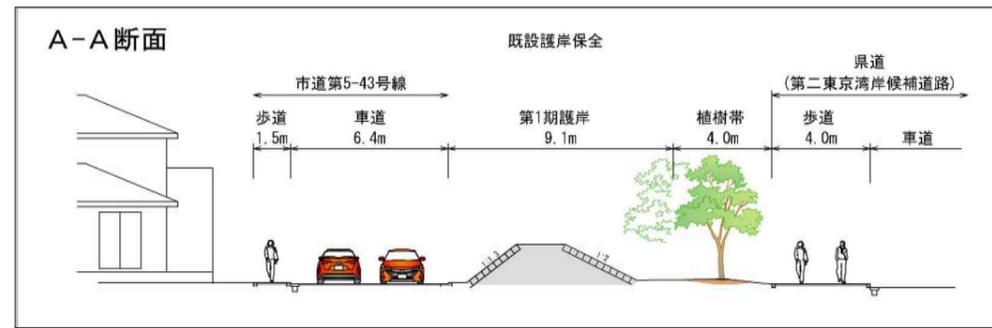
入船三丁目地区 基本計画図 (1/2)

案内図



凡例

| | | | |
|--|----|--|-------|
| | 高木 | | 歩道 |
| | 中木 | | 旧護岸 |
| | 低木 | | 旧護岸天端 |
| | 芝生 | | 止水壁 |
| | | | 防音壁 |



至 鉄鋼通り

至 三番瀬

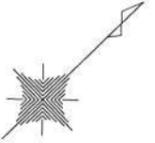
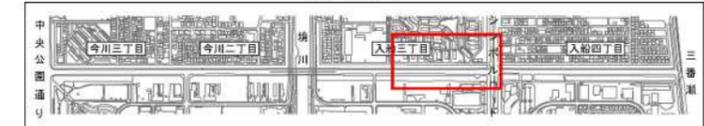


明海二丁目

入船三丁目地区 (2/2)

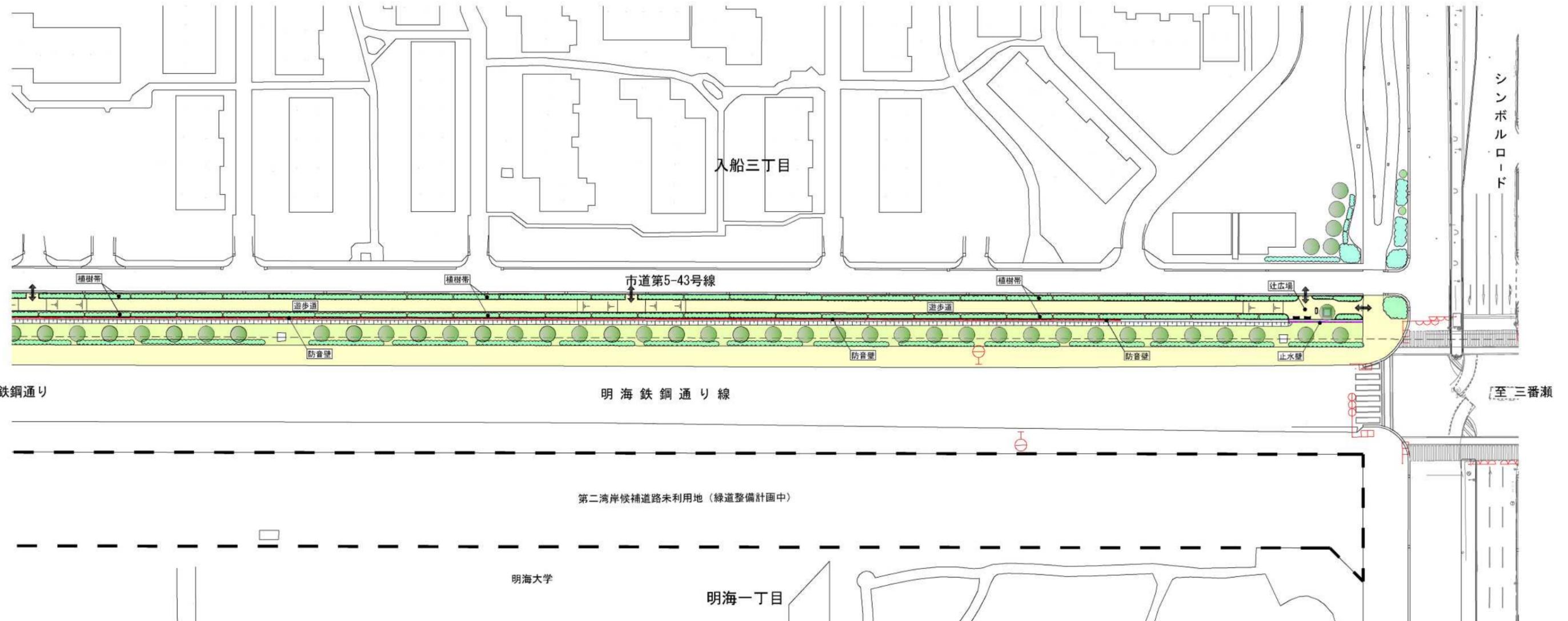
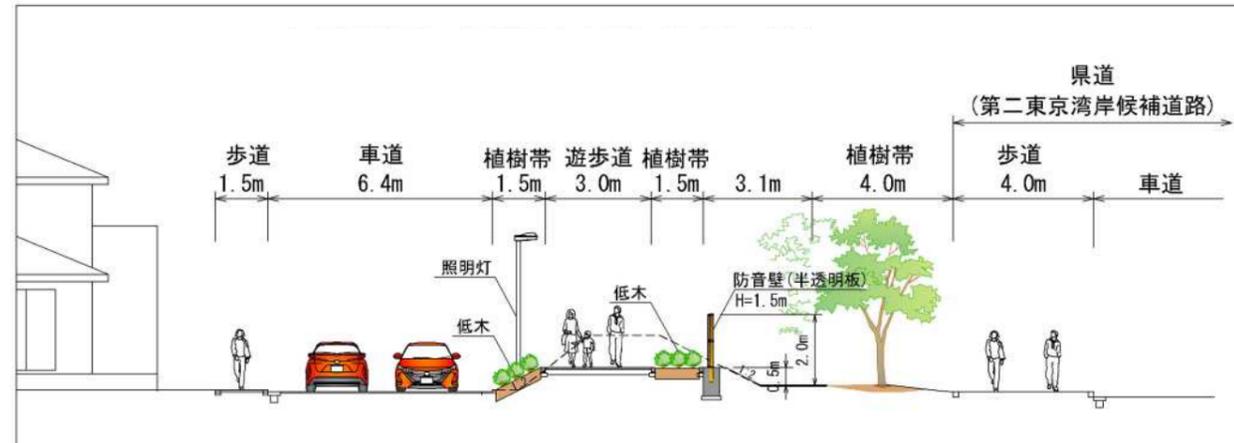
入船三丁目地区 基本計画図 (2/2)

案内図



A1 S=1: 500
A3 S=1:1000

| 凡例 | | | |
|----|----|--|-------|
| | 高木 | | 歩道 |
| | 中木 | | 旧護岸 |
| | 低木 | | 旧護岸天端 |
| | 芝生 | | 止水壁 |
| | | | 防音壁 |



〔 入船三丁目地区 〕

【現状の分析】

・入船三丁目地区においては、延長約760mの内、中学校箇所を除いた大半が戸建住宅や集合住宅が建ち並んでおり、現在の静かで快適な住環境を維持したい意向が高いことから、地区の住環境に配慮しながら、みどりのネットワークを連続させることがふさわしいと考えられる。

ただし、西側の境川沿線部分の入船中学校手前までの区間(約240m)は、住民意向を考慮し、第1期埋立地の記憶を残す「旧護岸保全ゾーン」として設定することがふさわしいと考えられる。

・車両の通行については、静かな住環境を維持すべく、県道側からの車両進入は考慮しないようにする。現況市道の車道は約6.0mで安全・快適な交互通行可能な幅員が確保されているが、歩道については住宅側に約1.5mの片側歩道があるのみで、通学路としても利用されることから鑑みて、より利便性や安全性の高い、別途歩行者通行空間の確保が望まれる。

・入船三丁目地区住民の災害時指定避難場所は、地区内の「入船小中学校」であることや、明海地区への県道横断歩道がシンボルロード交差点部のみであることから鑑みると、県道側へ抜ける歩行者通路の設置の必要性は低い。

しかしながら、今川一・二丁目地区からの小中学生の通学動線を考慮した場合、県道の入船橋を経由する、利便性や安全性の高い通学路確保が望まれており、入船中学校付近に県道側へ抜ける歩行者通路の設置が望まれる。

・県道側からの「雨水流入防止」、「騒音緩和」、「沿線住宅の目隠し」効果を維持するため、施設設置等の対応が必要である。

・入船三丁目地区は東側で浦安市の中心軸となるシンボルロードと交差しており、四方からの視点が集まるビューポイントとなることから、景観への配慮の重要ポイントとなる。そのため、この交差点部では出会い・憩いの場を創出できるような整備を目指し、シンボルツリー配置の他、旧護岸の歴史を物語るパネルの展示、ベンチの設置等を考慮した広場を計画し、辻の演出を図る。

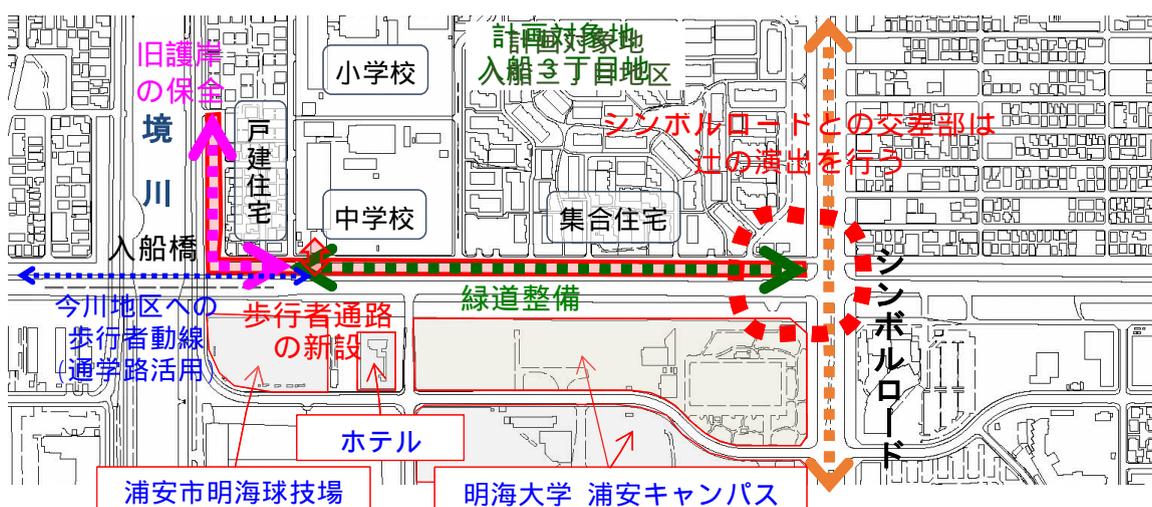


図 9. 入船三丁目地区の現況分析と整備方針

【施設整備の考え方】

誰もが散歩・回遊、ジョギング・ウォーキングができる緑豊かな空間づくり、歩道が狭い市道に対する歩行空間を兼ねた遊歩道（両側に植栽帯設置）の整備を目指す。

- 市道に対する歩行者通行空間を兼ねた遊歩道の設置（W=3.0m）

今川地区からの通学経路を考慮の上、県道に抜ける歩行者通路を1箇所整備する。

- 歩行者通路の設置（入船中学校付近に1箇所）

これまでの旧護岸が果たしてきた、県道からの「雨水流入防止」や「騒音緩和」・「目隠し」効果の維持のため、沿線住宅前面の県道側に以下の対応および施設を整備する。

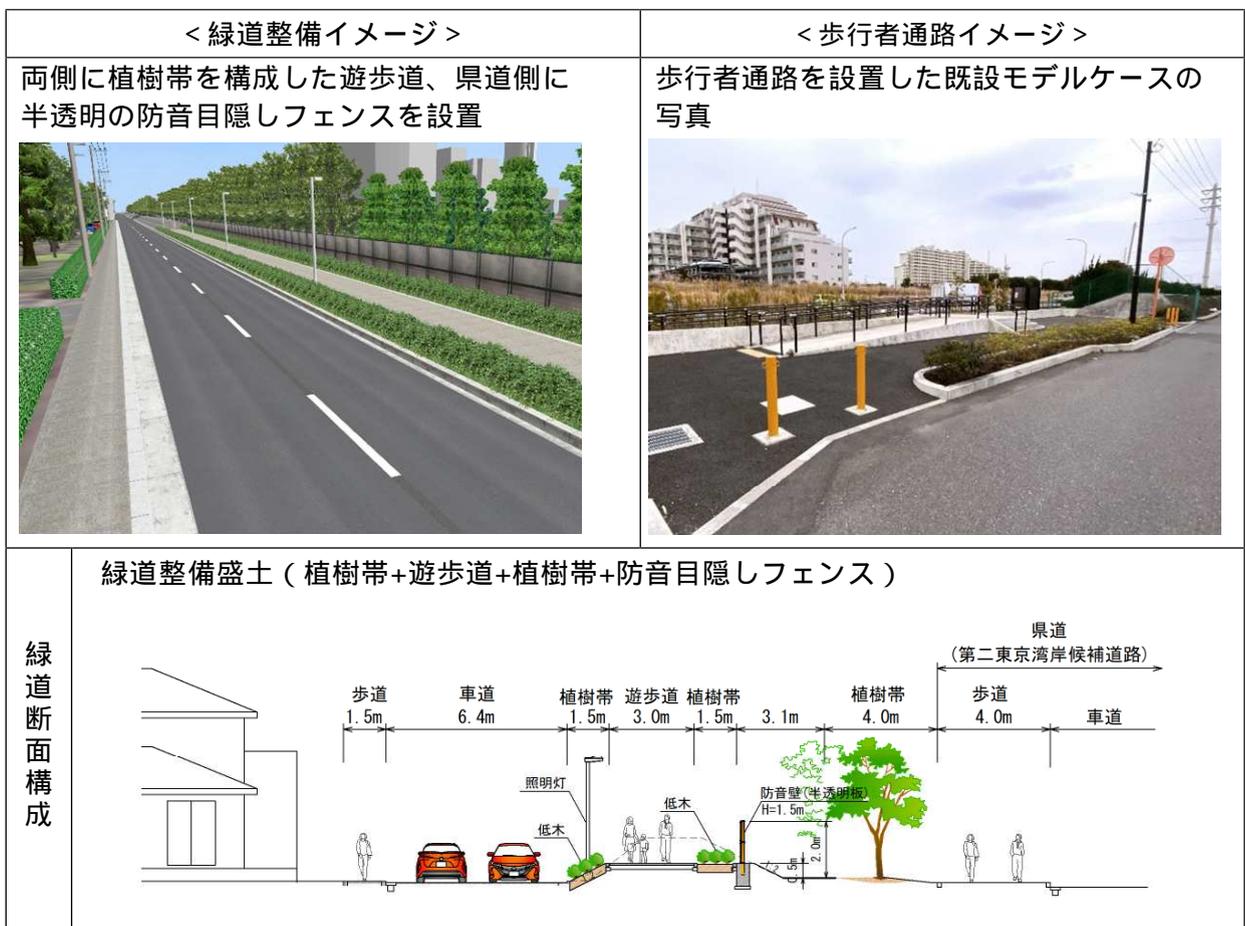
- ・雨水流入防止：旧護岸撤去で発生する土砂を有効活用し、緑道部を盛土（県道側 G.L+0.5m）することにより、県道からの雨水流入を防止（歩行者通路箇所は、止水壁の設置考慮）
- ・騒音緩和・目隠し：半透明板の防音目隠しフェンスを設置し、これまでの効果を維持
 - 雨水流入防止⇒ 盛土構造対応、騒音緩和・目隠し⇒ 防音目隠しフェンスの設置

辻の演出として、東側のシンボルロード交差部に旧護岸の歴史を物語る広場を計画する。

- 東側のシンボルロード交差部に「辻広場」を設置

第1期埋立護岸の歴史を物語る「旧護岸保全ゾーン」を計画する。

- 西側約240mの区間 景観に配慮した護岸の修景を行う



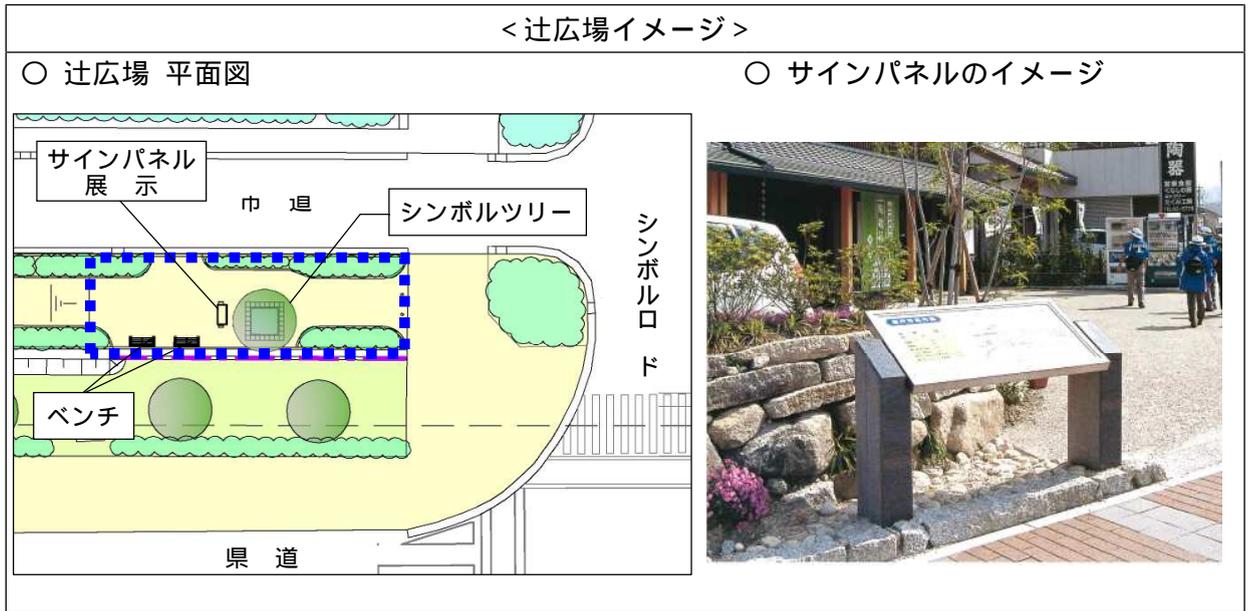


図 10. 入船三丁目地区の整備イメージ



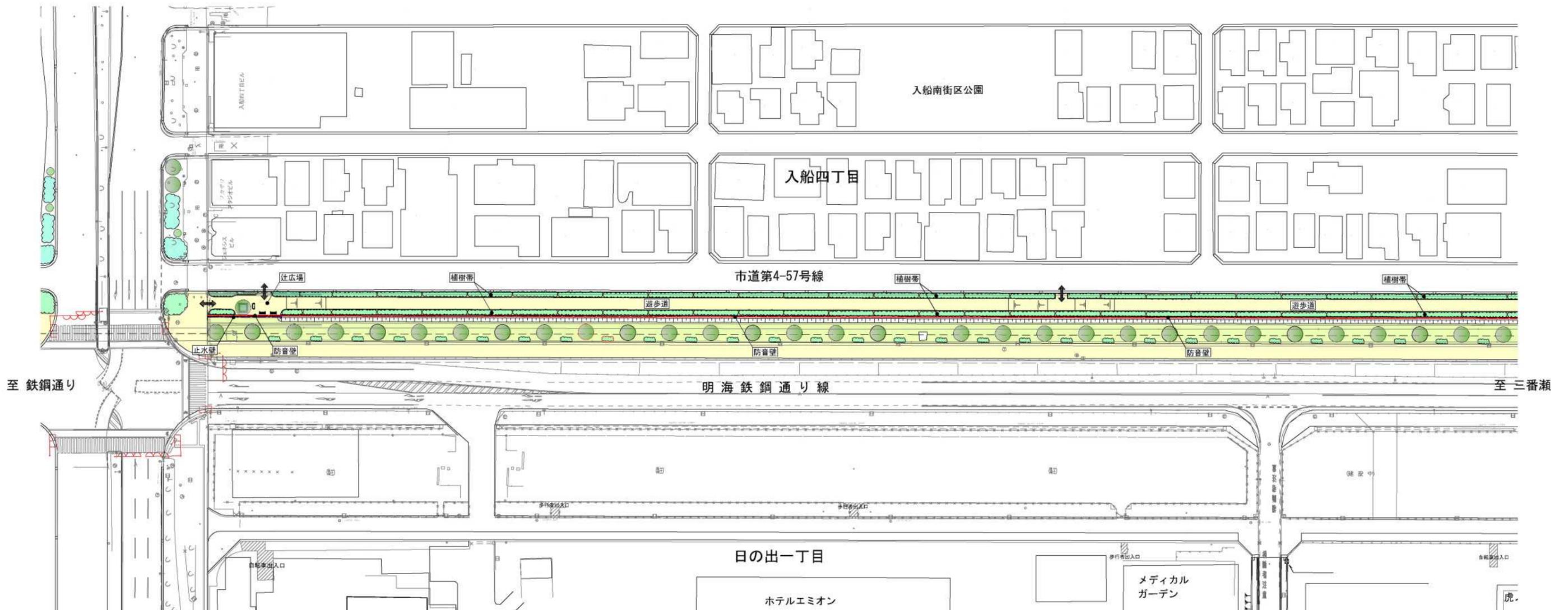
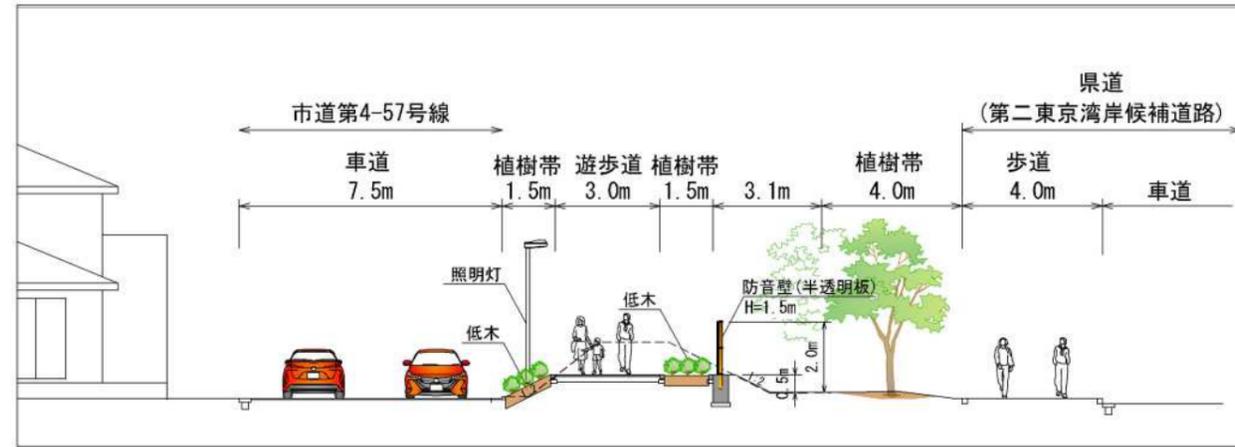
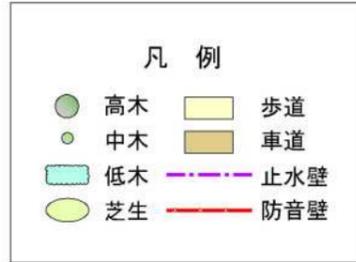
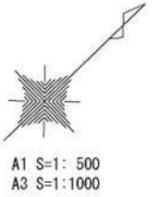
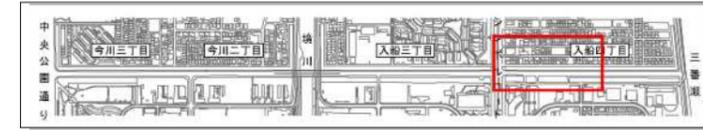
図 11. 入船三丁目地区の旧護岸保全ゾーン現況写真

3) 入船四丁目地区

入船四丁目地区(1/2)

入船四丁目地区 基本計画図(1/2)

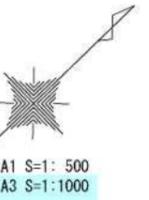
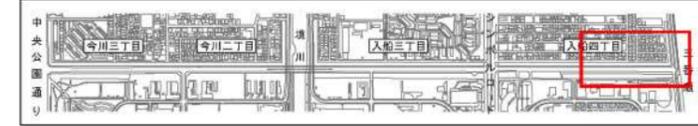
案内図



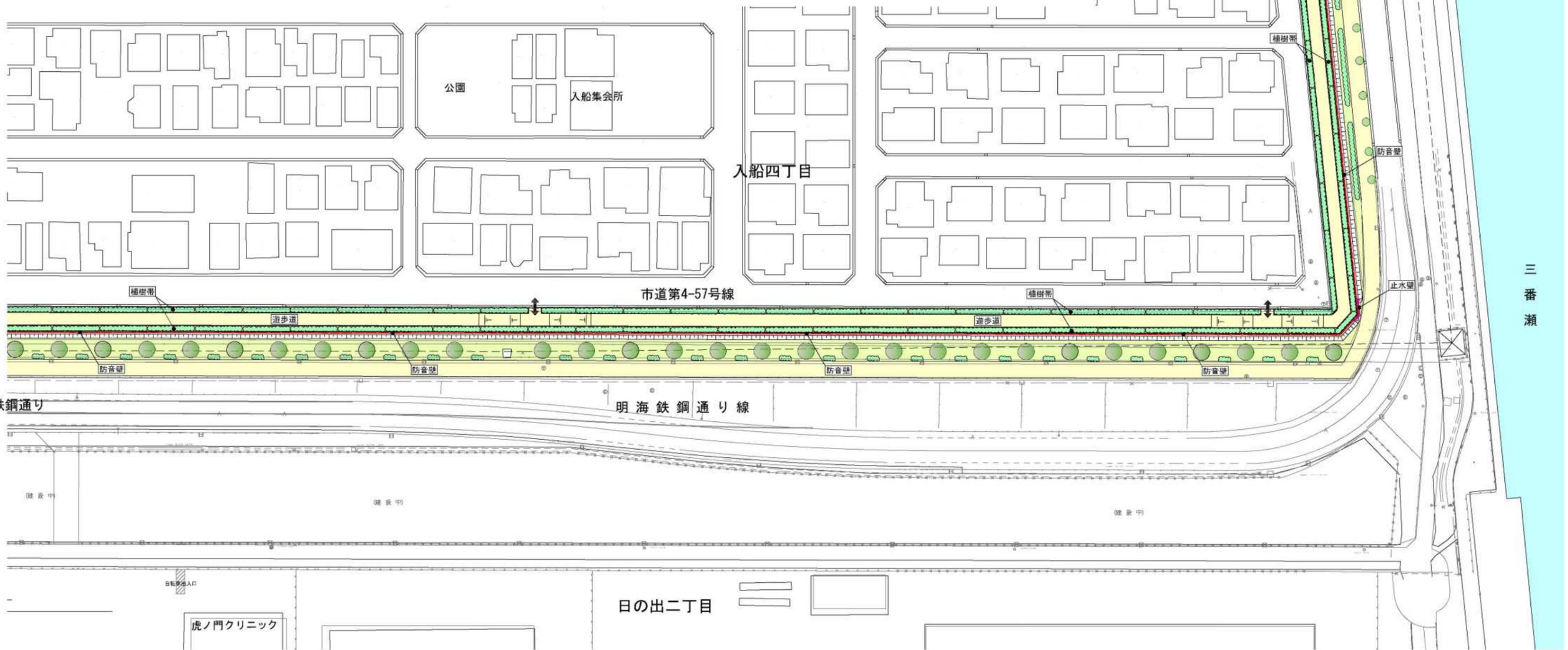
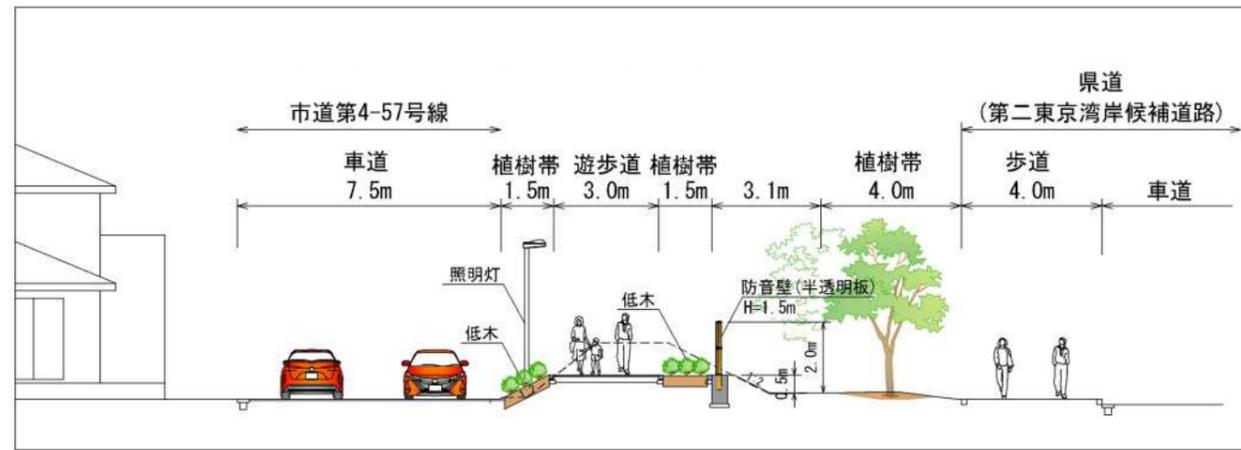
入船四丁目地区 (2/2)

入船四丁目地区 基本計画図 (2/2)

案内図



- 凡例
- 高木
 - 中木
 - 低木
 - 芝生
 - 歩道
 - 車道
 - 止水壁
 - 防音壁



至 鉄鋼通り

明海鉄鋼通り線

三番瀬

日の出二丁目

虎ノ門クリニック

〔 入船四丁目地区 〕

【現状の分析】

- ・入船四丁目地区においては、延長約775mにわたって戸建住宅が建ち並んでおり、現在の静かで快適な住環境を維持したい意向が高いことから、地区の住環境に配慮しながら、みどりのネットワークを連続させることがふさわしいと考えられる。
- ・車両の通行については、静かな住環境を維持すべく、県道側からの車両進入は考慮しないようにする。現状の市道の車道は約7.5mで安全・快適な交互通行可能な幅員が十分確保されているが、歩道は整備されていない現状である。通学路としても利用されることを鑑みると、より利便性や安全性の高い、歩行空間の確保が望まれる。
- ・入船四丁目地区住民の災害時指定避難場所は、北側の入船五丁目地区にある「まちづくり活動プラザ（旧入船北小学校）」であることや、日の出地区への県道横断歩道がシンボルロード交差点部のみであることから鑑みると、県道側へ抜ける歩行者通路の設置の必要性は低い。
- また、計画地の東側は三番瀬を見渡せる立地になっているが、三番瀬沖へは旧護岸北側端部側に位置する海岸線沿い市道の横断歩道経路の動線のみとなることから、県道へ抜ける歩行者通路設置の必要性は低い。
- ・県道側からの「雨水流入防止」、「騒音緩和」、「沿線住宅の目隠し」効果を維持するため、施設設置等の対応が必要である。
- ・入船四丁目地区は西側で浦安市の中心軸となるシンボルロードと交差しており、四方からの視点が集まるビューポイントとなることから、景観への配慮の重要ポイントとなる。そのため、この交差点部では出会い・憩いの場を創出できるような整備を目指し、シンボルツリー配置の他、旧護岸の歴史を物語るパネルの展示、ベンチの設置等を考慮した広場を計画し、辻の演出を図る。

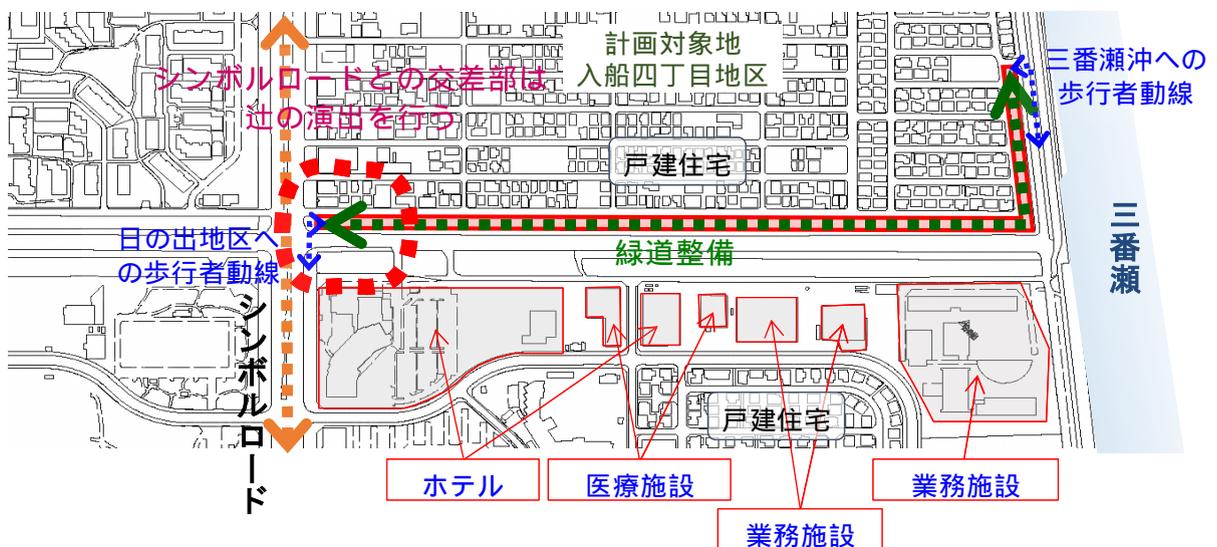


図 12. 入船四丁目地区の現況分析と整備方針

【施設整備の考え方】

誰もが散歩・回遊、ジョギング・ウォーキングができる緑豊かな空間づくり、歩道が整備されていない市道に対する歩行空間を兼ねた遊歩道（両側に植栽帯設置）の整備を目指す。

➢ 市道に対する歩行者通行空間を兼ねた遊歩道の設置（W=3.0m）

県道からの「雨水流入防止」や「騒音緩和」・「目隠し」効果の維持のため、沿線住宅前面の県道側に下記の対応および施設を整備する。

・雨水流入防止：旧護岸撤去で発生する土砂を有効活用し、緑道部を盛土（県道側 G.L+0.5m）することにより、県道からの雨水流入を防止

・騒音緩和・目隠し：半透明板の防音目隠しフェンスを設置し、これまでの効果を維持

➢ 雨水流入防止⇒ 盛土構造対応、騒音緩和・目隠し⇒ 防音目隠しフェンスの設置

辻の演出として、西側のシンボルロード交差部に旧護岸の歴史を物語る広場を計画する。

➢ 西側のシンボルロード交差部に「辻広場」を設置

< 緑道整備イメージ >

両側に植樹帯を構成した遊歩道、県道側に半透明の防音目隠しフェンスを設置



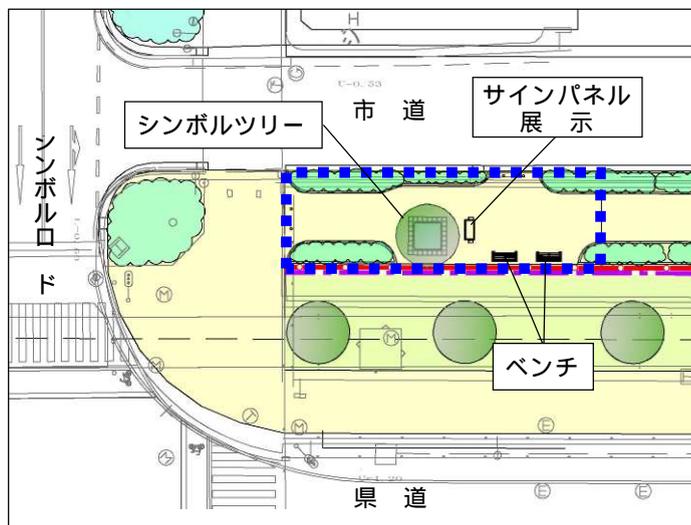
緑道整備盛土（植樹帯+遊歩道+植樹帯+防音目隠しフェンス）

緑道断面構成



<辻広場イメージ>

○ 辻広場 平面図



○ サインパネルのイメージ



図 13. 入船四丁目地区の整備イメージ